平成２６年（フ）第１０５４号
福岡県朝倉郡筑前町下高場3431番地　レガロ若草Ｃ－１
債務者　杉　　翔司
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０７６号
福岡市中央区小笹３丁目８番６―205号
債務者　河上　　勝
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０７７号
福岡市中央区小笹３丁目８番６―205号
債務者　河上　壽子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２０２号
新潟市中央区上大川前通５番町61番地
債務者　味方　　径
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1856番地27
債務者　福本　義成
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第２２０号
広島市安佐北区三入６丁目24番１―11号
債務者　エス・ワークスこと　佐々木政宏
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５号
長崎県壱岐市石田町久喜触301番地
債務者　西口寅次郎
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２６年（フ）第６号
長崎県壱岐市石田町久喜触301番地
債務者　西口　里子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２６年（フ）第３８４号
熊本市西区田崎本町７番20号
債務者　山口　　守（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４０号
秋田市広面字碇90番地１　ハウスハンブルク１号
債務者　伊藤　利香
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８６号
長野県中野市中央４丁目３番21号
債務者　大川　征子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９３号
長野市豊野町浅野1843番地１
債務者　大澤　豊和
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
長野市丹波島２丁目２番地８　コーポ小林２階
債務者　備　　千春
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６６号
岐阜市芥見３丁目238番地　ルミエール野村205号室
債務者　江口　　寿
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１１号
大分県豊後大野市朝地町朝地772番地３
債務者　工藤　頌太
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第２４５号
兵庫県尼崎市武庫町１―39―10　プランドール武庫205、住民票上の住所神戸市中央区中山手通２丁目10番２―905号
債務者　長嶺　涼子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８６号
神戸市長田区長楽町６丁目２番21号、従前の住所神戸市須磨区大池町５丁目14番７―601号
債務者　宮本　博子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部